

札幌高等裁判所平成25年(ネ)第288号 損害賠償請求控訴事件

控 訴 趣 意 書

控訴人(原告) 木村富士子(キムラフジコ)

被控訴人(被告) 国 同代表者法務大臣 谷垣禎一

上記当事者間の釧路地方裁判所平成25年(ワ)第155号損害賠償請求事件〔平成25年7月3日判決言渡・同年月17日控訴〕について、控訴人は下記の通り控訴趣意(理由)を陳述します。

◎付属書類

1 甲第~~老~~号証写し 1通

平成25年8月 日

上記控訴人 きむらふじこ 木村富士子

札幌高等裁判所 御中

記

第1. 始めに

- 以下においては控訴人を「私」、被控訴人国を「国」、判事補廣瀬裕亮裁判官を「**廣瀬判事補**」、支援者高野邦夫氏を**高野氏**と略称します。
- また釧路地方裁判所平成23年(ワ)第112号を「**別訴1**」、同裁判所平成24年(ワ)第52号を「**別訴2**」と、原判決表記どおりといたします。
- 原判決には多大の不服があるも、就中断じて承服しかねる以下第2. から4. に述べる3点を控訴趣意として陳述いたします。

第2. 控訴理由第1点(判事補の単独裁判)

原判決は「廣瀬判事補」の単独裁判であり、裁判所法第27条1項は、判事補の単独裁判を認めていません。したがって、原判決は違法無効となります。

★裁判所法第27条(判事補の職権の制限)

- 判事補は、他の法律に特別の定のある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。
- 判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

第3. 控訴理由第2点(民事訴訟法第26条違背)

原判決は、**廣瀬判事補**の忌避申立事件の確定前に言渡されたものであり、明らかに民事訴訟法第26条に違背し、無効と解されます。

★民事訴訟法第26条(訴訟手続の停止)

除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

第4. 控訴理由第3点(民事訴訟法第54条1項・地方自治法第153条1項違背)

1. 廣瀬判事補は、「別訴1」の陪席裁判官でした。したがって、北海道知事の命令により、北海道警察本部の警察官等が訴訟代理人となっている事実を知悉していました。
2. かりに地方自治法第153条1項によって、警察官等が訴訟代理人になり得るとしても、訴訟代理人は任意(委任)代理で、授権行為は契約です。然るに北海道知事の代理人指定書(甲第老号証)は、何ら法的根拠の無い一方的行為である命令書で元より無効で、この無効の瑕疵は、警察官等が訴訟代理人となった事件の全てに及ぶと解されます。さらに無効の瑕疵を基礎にもつ本件も無効となります。
3. そもそも強行法である民事訴訟法第54条を、任意法である地方自治法第153条1項で書き換える事自体が解釈論としても無理が存したというべきでしょう。地方自治法第153条1項によれば、例えばバキュームカーの運転手であっても、吏員でさえあれば訴訟代理人になれるというが如き社会通念に著しく反する解釈を跳梁跋扈させてはならないというべきなのです。

★地方自治法第153条〔長の事務の委任・臨時代理〕

- ①普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。
- ②普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

★民事訴訟法第54条（訴訟代理人の資格）

- 1 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。
- 2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

第5. 結 語

1. 以上甚だ簡略に述べましたが、要するに原判決は、廣瀬判事補が外部からの圧力によって心証を偽り仕組んだインチキ裁判で、公序良俗違反(民法第90条)で絶対的無効なものと解せられます。
2. 俗に「何処を切っても金太郎飴」と言いますが、原判決は「何処を見ても違法行為」と思料されます。ただ私を敗訴させることにより本件実体を闇に葬り去ろうとする国に迎合ないし与するだけのものであり、形だけは正当な裁判行為を装って、その実質で「真実を隠蔽する犯罪行為」と評価されるものです。
2. 以上の如くでありますから、原判決を無効となし原審に差し戻し再審理するか、取消して更に相当の裁判が行われるべきものと思料いたします。

以上控訴人 木村富士子